第2章

諸外国の防衛政策など

第1節

米国

1 安全保障・国防政策

17 (平成29) 年1月に発足したトランプ政権は、「米国第一」の方針のもと、米国の世界への関わり方をこれまでのものから大きく変化させつつあるとの指摘がある。一方、米国はグローバルな競争を見据えつつ、力に裏打ちされる米国の価値観及び影響力は、世界をより自由で安全で繁栄したものとするとの信念のもと、引き続きその世界最大の総合的な国力をもって世界の平和と安定のための役割を果たしていくものと考えられる。

米国は、政権の安全保障・国防の方針を明らかにした戦略文書において、中国及びロシアを修正主義勢力と位置づけ、両国との戦略的競争を重視する姿勢を明らかにしており、こうした方針の具体化に向けた各種取組を進めている。

米国は、特に中国を抑止するためとして、インド太平洋地域の安全保障を最重視する姿勢を明確にしており、同地域に戦力を優先的に配分する方針を示している。また、「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンを前進させるため、地域全体で価値観を共有する国々との絆を新たに築き、強化していくとともに、地域における前方軍事プレゼンスを維持する姿勢を明確に示している。中国に対しては、米艦艇による南シナ海における「航行の自由作戦」や台湾海峡通過を繰り返し実施しているほか、中国軍事機関及び幹部に制裁を

発動する措置をとっている。19 (令和元) 年8月には、米政府が、27年ぶりとなる台湾への戦闘機の売却方針を米議会に通知している。

また、米国は、中国のハイテク製品などへの関税賦課、対米投資に対する監視強化など、軍事転用のおそれもある技術分野の競争力確保や技術窃取防止を意図した措置も強化するなど、対中抑止の姿勢を強めている。米議会も、20会計年度国防授権法において、中国の有害な影響力に対抗する戦略の更新を米政府に指示しているほか、台湾の国防力向上への支援の意思を表明し、米国防省による中国製無人機の使用・調達を禁止するなど、対中抑止の姿勢を引き続き超党派で支持している。

さらに、米国は、インド太平洋地域における対中抑止に次いで、欧州地域における対露抑止を国防戦略の優先課題に位置づけている。ロシアがケルチ海峡でウクライナ艦船の乗員を拘束する事案が発生した直後の18 (平成30) 年12月、ピョートル大帝湾の周辺において同海域では1987 (昭和62) 年以来となる「航行の自由作戦」を実施したと報道されている。また、ウクライナをめぐるロシアの行動を踏まえ、NATOの安全保障への関与及び抑止力を強化するため、東欧に部隊を展開させるとともに、欧州における米軍のプレゼンスの強化などを行う取組である「欧州抑止イニシ

解説

「航行の自由作戦」とは

米国政府は、「航行の自由作戦」は、航行及び上空 飛行の自由その他の適法な海洋利用の権利を侵害し 得る過剰な主張に対抗する活動であると説明している。

アティブ | の関連予算を前政権の時期よりも大幅 に増額させている。さらに、ロシアの非戦略核兵 器との戦力ギャップを埋めるための低出力核兵器 の開発・配備にかかる取組も進めている。

戦略文書において、「ならず者国家 | と位置づけ られている北朝鮮の核・ミサイル開発にかかる行 動や政策などは、米国にとって深刻な脅威である との認識のもと、制裁を維持しつつ、北朝鮮によ る完全な非核化を追求する取組を続けている。

Q参照 本節1項3 (インド太平洋地域への関与)

米国は、インド太平洋地域及び欧州地域に戦力 を優先的に配分し、中東地域やアフリカ地域など の地域の戦力を削減する方針を示しているが、後 者の地域においても安全保障上の課題に対処して おり、必ずしも戦力態勢の移行が円滑に行われて いるとは言い難い。中東地域においては、14(平 成26) 年以降、イラクとレバントのイスラム国 (ISIL) などによるイラク及びシリアにおける攻 勢を受け、同年8月以降、米国は空爆をはじめと する対ISIL軍事作戦として「固有の決意作戦」 (OIR)を主導している。19(平成31)年3月には、 ISILが支配するイラク及びシリアの全ての領土 が解放された旨発表するとともに、同年10月に は、ISILの指導者であるバクダーディが米軍の作 戦により死亡した旨を発表した。OIRに従事する 部隊のうち、シリアに展開していた米軍部隊につ いては、19(令和元)年10月にトルコ軍がシリア 北部で軍事作戦を実施したことに伴い、トルコと の国境周辺地域から撤収してシリア東部に駐留し ており、撤収以前は約1.000名と報じられていた 兵力を、600名程度まで削減している。

また、アフガニスタンに関して、米国とタリバ ンは20(令和2)年2月、米軍の条件付き段階的 撤収を含む合意に署名した。合意では、米国がお よそ1万2,000人から1万3,000人と報じられて いた兵力を、135日以内に8,600人まで縮小する とともに、タリバンが合意を遵守すれば、NATO 軍も含めたすべての兵力を14か月以内にアフガ ニスタンから撤収すると規定している。

さらに、米国は、核問題をはじめ中東地域を不 安定化させる諸活動の包括的な解決に向けた交渉 の場にイランを引き戻すためとして、イランに対



イランによるミサイル攻撃について公表するトランプ大統領 【米国防省】

して多方面で圧力を強めている。イランとの間で 緊張が高まっている中、米軍は20(令和2)年1 月3日、イラン革命ガードのソレイマニ・コッヅ 部隊司令官などをイラクで殺害した。これに対し、 イランは同月8日、米軍部隊が駐留しているイラ クの2か所の基地に16発の弾道ミサイルを発射 し、このうち12発が上記2基地に着弾したが、こ れによる死者は発生しなかったとされている。本 件事案に関して、イランのザリーフ外相は同日、 イランは相応の報復措置を完了しており、さらな る緊張や戦争を望まない旨表明した。また、トラ ンプ大統領も同日、米国として軍事力を使いたく はない旨発言するなど、米国・イラン双方ともに、 これ以上のエスカレーションを回避したい意向を 明確にしている。

昨年5月以降、イランとの関係をはじめとして 中東地域において緊張が高まったことを受け、米 軍は、自国の部隊や利益などに対するイランの脅 威に対応するためなどとして、中東地域への部隊 派遣を発表した。こうした態勢の増強に加え、米 国は、中東地域の海洋の安定の促進及び航行の安 全確保のための取組として、19(令和元)年7月 に「海洋安全保障イニシアティブ」を提唱した後、 このイニシアティブのもとで「国際海洋安全保障 構成体」を設立し、英国などと艦艇等による活動 を実施している。

アフリカ地域や中南米地域についても、資源を 捻出する観点から米国防省は適正な戦力規模を検 討しており、エスパー国防長官は20(令和2)年 1月、21会計年度が始まる同年10月までに米軍 の戦力態勢の移行に一定の進展を得たいとの意向

を示している。

米国は、安全保障政策においては、米国が提供 する安全保障を享受しながら、負担の少ないこと が指摘される一部の同盟国が、応分の負担を負う べきであるとの考え方を示している。NATO加 盟国に対して国防費をGDPの2%以上に引き上 げる目標の早期達成を求めているほか、韓国との 米軍駐留経費をめぐる交渉において、韓国側によ り多くの負担の共有を求めている。

トランプ政権発足から3年が経過し、戦略文書 で提示された方針はその多くが実行段階に入って いる。政権が重要視している中露への抑止姿勢に ついては、上下院でねじれが生じた議会において も引き続き支持されているが、中露との戦略的競 争の場が世界的な拡がりをみせる中、米国の安全 保障・国防政策がどのような資源配分の中で実行 されていくのかについて注目される。

また、19 (令和元) 年以降中国で発生した新型 コロナウイルス感染症に関して、米国の各州など は州兵を医療品や食料の運搬などに活用している ほか、国防省も病院船の派遣や野外病院の展開な どを通じて米国内の対策を支援している。一方、 米軍においても、空母の関係者を含めて感染者が 発生しており、移動制限や防疫などさらなる感染 の拡大を防ぐための各種措置に取り組んでいる。 エスパー国防長官は20(令和2)年3月、米軍内 での感染拡大によって米軍の即応性に一定の影響 はあり得るが、高い水準の即応性を維持するため の日常的な訓練は継続しており、国内外で活動す る米軍の能力には影響しない旨述べるとともに、 今後の影響の程度は新型コロナウイルスに対応す る期間や範囲によっても左右される旨を合わせて 指摘している。

1 安全保障認識

17 (平成29) 年12月に公表された国家安全保 障戦略 (NSS) は、地域のパワーバランスの変化 はグローバルな影響をもたらし、米国の国益を脅 かし得るとの認識を示しつつ、米国、同盟国及び パートナーに対して競争をしかける主要な挑戦者 として、中国及びロシアという「修正主義勢力」、

イラン及び北朝鮮という「ならず者国家」、ジハー ド主義テロリストをはじめとする「国境を越えて 脅威をもたらす組織体」、の3つを掲げている。こ のうち、中国及びロシアは、米国の力、影響力及 び利益に挑戦し、米国の安全保障と繁栄を蝕もう としており、北朝鮮及びイランは地域の不安定化 を促し、米国及び同盟国を脅かしているとした。

また、18(平成30)年1月に公表された国家防 衛戦略 (NDS) は、米国の安全保障上の主要な懸 念は、テロではなく、中国及びロシアとの長期に わたる戦略的競争であり、中国とロシアは、米国 や同盟国が築いた自由で開かれた国際秩序を害し ており、独自の権威主義モデルと合致する世界を 形成しようとしていることが一層明確化している と指摘している。これに関し、エスパー国防長官 は19(令和元)年10月、NDSは中国を第一、そ してロシアを第二の優先事項と位置づけていると 述べたほか、同年9月には、ロシアは直近の課題 であり、高い経済的潜在力を持つ中国はより大き く長期的な課題であるとして、特に中国に対する 強い警戒感を表明している。

さらに、18 (平成30) 年4月にシリアのアサド 政権が化学兵器を使用したと判断し、英、仏とと もに実施した軍事行動について、トランプ大統領 は、化学兵器の生産・拡散・使用に対して強力な 抑止力を確立することは米国の国家安全保障上の 重大な利益であると述べている。

このような認識を考慮すれば、米国は、自国や 同盟国の利益、国際秩序を脅かすことを試みる国 家や組織を安全保障上の脅威として認識してお り、トランプ政権は、中国及びロシア、中でも中 国がもたらす脅威を優先的に対処すべき課題に位 置づけるとともに、北朝鮮、イラン及び過激派組 織のほか、大量破壊兵器の生産・拡散・使用がも たらす脅威にも引き続き対処する方針であると考 えられる。

2 安全保障・国防戦略

トランプ大統領が策定したNSSは、「米国第一」 や、国際政治では力が中心的な役割を果たすとい う現実主義に基づくとしつつ、過去20年間、米国 が行ってきた関与や国際社会への取り込みによって、競争相手が無害な相手や信頼し得るパートナーに変わるという想定に基づく政策を変える必要があるとしている。そのうえで、NSSは、競争的世界において、①米国民、本土及び米国の生活様式の保護、②米国の繁栄の促進、③力を通じた平和の維持、④米国の影響力の推進、の4つの死活的利益を守るとの戦略方針を掲げている。なお、ペンス副大統領は19(令和元)年10月、米国は、経済的な関与だけで、中国共産党の権威主義的体制が、私有財産、法の支配及び国際秩序を尊重する自由で開かれた社会に転換するとは信じていない旨を述べており、現時点においてもNSSに掲げられた考えに変化がないことを示している。

また、米国の軍事力を再建し、最強の軍隊を堅持するとともに、宇宙やサイバーを含む多くの分野で能力を強化するほか、インド太平洋、欧州及び中東において力の均衡が米国を利するものになるよう努めるとしている。さらに、同盟国やパートナーは米国の偉大な力であり、緊密な協力が必要であるとしつつ、同盟国やパートナーに対し、共通の脅威に立ち向かうために意志を示し、能力面で貢献するよう求めている。なお、米国は、世界の至る所で高まりつつある政治的、経済的及び軍事的競争に対応するとする一方、唯一無二の軍事力を保有し、同盟国及び米国が持つすべての力の手段を完全に統合することで、有利な立場から、競争相手と協力できる分野を模索していくとしている。

NSSを踏まえてマティス国防長官(当時)が策定したNDSは、中国・ロシアとの長期にわたる戦略的競争を、米国の安全保障と繁栄に及ぼす脅威の大きさと脅威が増大する可能性から、国防省の主要な優先事項と位置づけている。そのうえで、競争空間を拡大するため、①決定的な攻撃力を有する戦力の構築、②同盟の強化及び新たなパートナーの獲得、③より大きな成果と予算活用のための国防省改革、の3つに取り組む方針を掲げている。

このうち、①の戦力構築においては、戦争に備 えることを優先し、戦時において、1つの主要国 による侵攻を打ち破り、機に便乗した侵攻が他の 地域で生じることを抑止することを念頭に、機動 力、抗たん性及び即応性を有し、柔軟性がある戦 力態勢や運用方法を構築するほか、核戦力、宇 宙・サイバー空間、C4ISR、ミサイル防衛、先進 的な自律型システムなどにおける能力の近代化を 推進するとしている。また、侵略を抑止する決意 は示す一方、動的な戦力展開、軍事態勢及び作戦 は敵に予測不可能なものとする考えを示してい る。また、②の同盟の強化においては、(i)相互 の尊重、責任、優先順位及び説明責任という基礎 を守ること、(ii)地域的な協議メカニズム及び共 同計画の拡大、(iii) 相互運用性の深化、の3つを 重視している。一方で、防衛能力の近代化への効 果的な投資を含め、相互に有益な集団安全保障に 対して同盟国及びパートナーが公平な分担に貢献 することを期待するとしている。

3 インド太平洋地域への関与

トランプ政権においては、インド太平洋地域を 米国の最優先地域と位置づけ、同地域への米国の コミットメントや地域におけるプレゼンスの強化 を通じ、同地域を重視する姿勢が示されている。

トランプ大統領は、17 (平成29) 年11月に行ったアジア歴訪において、わが国が掲げる「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンに共鳴する形で、法の支配の尊重、航行の自由などの原則の遵守を重視する、自由で開かれたインド太平洋地域を促進していくことを表明するとともに、地域における同盟関係を強化することを強調した。

これに関連し、NSSは、中国がインド太平洋地域から米国を追いやり、自身に有利に地域秩序を変えようとしているとしつつ、米国の同地域へのアクセスを制限し、自らがより自由な手足を得るために計画した急速な軍事近代化の取組を進めていると強調した。そのうえで、インド太平洋地域における戦略として、海洋の自由、領有権及び海洋紛争の国際法に基づく平和的解決に対するコミットメントを強化するとしつつ、日米豪印4か国の協力や、同盟国・パートナーとの強力な防衛ネットワークの発展などを促進するとしている。同様に、NDSは、中国が軍隊の近代化、浸透工作

及び略奪的経済を活用し、他国に強要する形でイ ンド太平洋地域を自国にとって好都合になるよう 再構築し、覇権を築くことを目指していると指摘 したうえで、自由で開かれたインド太平洋地域は 繁栄及び安全を提供するとしつつ、侵略を抑止 し、安定性を維持し、共通領域への自由なアクセ スを確保することが可能なネットワーク化された 安全保障構造へとインド太平洋地域における同盟 及びパートナーシップを強化するとしている。

また、19 (令和元) 年6月に公表された米国防 省のインド太平洋戦略報告 (IPSR) は、NSS及び NDSの戦略方針を受け継ぎながら、この方針を インド太平洋地域の特性に合わせて具体化してい る。まず、力を通じた平和の達成のためには、紛 争初期からの勝利に向けて準備された戦力が必要 であるとして、戦闘力の高い戦力をインド太平洋 地域に配備するとともに、高烈度の軍事能力を保 有する敵に備えた決定的な攻撃力などの整備に向 けて優先的に投資するとしている。次に同盟や パートナーによるネットワークは、抑止などのた めの戦力を増強するものとしたうえで、既存の同 盟やパートナーとの関係を強化しつつ、新たな パートナーとの関係を拡大・深化するとしてい る。さらに、米国の同盟とパートナーシップを、 ルールに基づく国際秩序を維持するためのネット ワーク化された安全保障構造に進化させるとの考 えを示している。

中国の海洋進出をめぐる問題をめぐって、米国 防省は18(平成30)年5月、中国が南沙諸島の地 形において対艦ミサイル、地対空ミサイルなどを 展開したとしつつ、これらの兵器システムの設置 は軍事使用に限られると指摘したうえで、南シナ 海におけるこうした中国の継続的な軍事拠点化に 対する初期的対応として、中国海軍に対する18 (平成30)年の多国間訓練「環太平洋合同演習(リ ムパック)」への招待を取り消した。また、ペンス 副大統領は、19 (令和元) 年10月に実施した対中 政策に関する演説の中で、地域における中国の行 動がより挑発的になっていると指摘するととも に、中国に対し、いかなる国家も公共の海洋を領 海と主張する権利を持たない旨主張した。その上 で、米国は「航行の自由作戦」の回数を増やし、範 囲を拡大しているとともに、地域における軍事プ レゼンスを強化していると述べた。実際に、米軍 は、南シナ海で中国が主権を主張する島嶼・岩礁 の12海里以内やその周辺海域において、17(平 成29)年には4回、18(平成30)年には5回、19 (令和元)年には8回にわたり「航行の自由作戦 | を実施したことが報道されている。

インド太平洋地域におけるプレゼンス強化をめ ぐる動きとして、米軍は、17 (平成29)年1月に 海兵隊仕様のF-35B戦闘機を岩国基地に配備し たほか、19 (令和元) 年12月には、強襲揚陸艦 「ワスプ」に代わり、F-35B戦闘機を含む艦載機 の運用能力を強化した強襲揚陸艦「アメリカ」を 佐世保に配備するとともに、ドック型輸送揚陸艦 「ニューオリンズ | を佐世保に追加配備している。 また、グアムでは20(令和2)年1月、MQ-4C「ト ライトン」無人海洋偵察機が初展開している。米 沿岸警備隊も19 (平成31・令和元) 年1月から 11月にかけて、巡視船を交代させながら西太平 洋地域に展開し、第7艦隊と行動をともにしてい る。さらに、陸軍は、すべての領域などにおいて 作戦を実施するマルチドメイン任務部隊を地域に 配備する予定としている。このほか、米軍は、18 (平成30)年3月には、空母「カール・ヴィンソ ン」を米空母として40年以上ぶりにベトナムに 寄港させており、20 (令和2) 年3月にも空母 [セ オドア・ルーズベルト | をベトナムに寄港させて いる。また、18 (平成30)年には3回、19 (令和 元)年には10回にわたり、艦艇を派遣し、台湾海 峡を通過させたと報道されている。

米国は、以上のような対中認識や地域戦略を踏



ベトナムに寄港する空母「セオドア・ルーズベルト」 【米海軍】

まえ、「自由で開かれたインド太平洋」というビ ジョンに基づく取組を進めていくと考えられる。

一方、北朝鮮問題をめぐっては、18(平成30) 年6月に行われた史上初の米朝首脳会談以降、米 朝間で交渉を行っているが、北朝鮮の大量破壊兵 器・ミサイルの廃棄に具体的な進展は見られな い。同米朝首脳会談を受け、米国防省は、米韓指 揮所演習「フリーダム・ガーディアン」や米韓合 同の定例飛行訓練「ヴィジラント・エース」など を停止したほか、例年春に実施されていた米韓合 同演習「キー・リゾルブ」及び「フォール・イー グル」を終結することを決定した。こうした米韓 演習の停止について、シャナハン国防長官代行 (当時)は、米韓の軍事活動の緊密な連携が外交的 取組を引き続き後押しするとしつつ、米韓連合軍 の連合防衛態勢を引き続き確保するとともに、確 固たる軍事的即応性を維持するとして、在韓米軍 を維持する姿勢を明確にしている。米軍は、こう した大規模な米韓演習に含まれていた諸訓練を組 み換えた上で、韓国軍とともにその大半を消化し ているとしており、即応性は維持されていると評 価している。こうした状況の中、北朝鮮は19(令 和元) 年5月以降、弾道ミサイルを計20発以上発 射したほか、同年12月には、米国の敵視政策が撤 回されるまで戦略兵器開発を続ける旨を発表し た。米国は、北朝鮮による弾道ミサイルなどの発 射について、その射程に関わらず国連安保理決議 違反と指摘し、また北朝鮮の兵器技術の進展に警 戒感を示しつつも、北朝鮮との協議を継続する意 向を示している。

Q参照 本章3節1項5(1)(米国との関係)

4 国防分野におけるイノベーション

トランプ政権は、オバマ政権が掲げた第3のオフセット戦略という名称こそ使用しなくなっているが、国防省のイノベーション構想は最優先課題の一つであると位置づけている。実際に、NSSは、伝統的な防衛産業基盤の外で発展している核心的技術を活用すべきとの方針を掲げているほか、NDSも、国防省は、修正主義国家などに対し、イノベーションで勝る必要があるとしつつ、基層的

な軍事的優位を獲得するための民間技術の迅速な 応用を含め、自律型人工知能や機械学習の軍事へ の応用に幅広く投資するとしている。

グリフィン国防次官(研究・工学担当)は19 (平成31)年3月、国防科学技術について議会証 言を行った中で、中露の技術進歩の速度に警戒感 を表明しつつ、極超音速、指向性エネルギー、字 宙技術、自律型無人システム、サイバー、量子科 学、マイクロエレクトロニクス、バイオテクノロ ジー、人工知能、機械学習及びネットワーク化さ れた指揮統制・通信システムへの投資を通じて技 術的優位性を再度確立し、維持するとの方針を示 した。また、エスパー国防長官は19(令和元)年 9月、完了までに何年もかかる開発計画に注力す る余裕はもはやなく、国防が研究開発を主導した 時代は終わり、重要なイノベーションは民間で生 まれるとして、ゲーム・チェンジャーとなる技術 を民間から米軍に取り入れる必要性がある旨指摘 した。ハイテン統合参謀本部副議長も20(令和2) 年1月、国防省は近年、技術開発の速度よりもリ スク回避を重視していた旨指摘し、失敗から学び つつ迅速に開発を進める必要性を強調するととも に、先端的な民間部門を活用する必要性について 言及している。

5 核・ミサイル防衛政策

18 (平成30) 年2月に公表された「核態勢の見直し」(NPR) は、核の役割や規模を低減させる米国の取組に他国も続くと期待したが、中国及びロシアによる核戦力増強、北朝鮮による核・ミサイル開発の進展など、前回のNPRが公表された10 (平成22) 年以降、安全保障環境は急速に悪化し、これまでにない脅威や不確実性がもたらされていると指摘した。そのうえで、米国の核兵器の役割として、①核・非核攻撃の抑止、②同盟国及びパートナーに対する保証、③抑止が失敗した場合における米国の目標達成、④将来の不確実性に対するヘッジ、を掲げている。

また、米国、同盟国などの死活的な利益を守るべき極限の状況においてのみ核兵器の使用を検討するとしつつ、極限の状況には、米国及び同盟国

50

に対する重大な非核戦略攻撃を含み得ることを明 確にするとともに、先制不使用政策は採用せず、 核で対応する可能性がある状況への曖昧性を保持 する政策を維持する考えを示している。さらに、 様々な敵対者、脅威、状況に対応して効果的に抑 止を行うため、個別に対応したアプローチを適用 するとともに、核の近代化や新たな核能力の開 発・配備を通じ、核能力の柔軟性及び多様性を高 めることにより抑止力の実効性を確保する方針を 掲げている。具体的には核の3本柱1を維持しつつ 換装するほか、新たな核能力として、短期的には 既存の潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM) の一部 の弾頭を改修して低出力化する²とともに、長期 的には既存技術を活用して核搭載の海洋発射巡航 ミサイル (SLCM) を追求するほか、老朽化した 核・非核両用戦術航空機(DCA) に代わり、 F-35Aに核能力を組み入れていくとしている。ま た、同盟国に対する拡大抑止にコミットし、必要 であれば、北東アジアなど、欧州以外の地域に DCAと核兵器を前方展開する能力を維持する姿 勢を示している。

なお、トランプ大統領は18(平成30)年10月、 ロシアとの間で締結している中距離核戦力 (INF) 全廃条約について、ロシアが条約を遵守していな いとして脱退する意向を示し、また、米国は19 (平成31)年2月には、米国が脱退することを正 式にロシアに通告し、ロシアが6か月の間に完全 で検証可能な形で条約遵守に回帰しないのであれ ば、INF全廃条約は終了する旨表明した³。

こうした中、ポンペオ国務長官は19(令和元) 年8月2日、ロシアが完全かつ検証された形で INF全廃条約の義務の遵守に回帰していないとし

て、同条約第15条に従う米国の脱退は効力を発 生した旨公表した。また、エスパー国防長官は同 日、これまで同条約で発射試験や生産・保有が規 制されていた中距離射程を有する通常弾頭搭載地 上発射型巡航・弾道ミサイルの開発を追求する旨 を公表した。米国は同月に500km以上の飛距離 を持つ通常弾頭仕様の地上発射型巡航ミサイルの 発射実験を、同年12月に同様の仕様の地上発射 型弾道ミサイルのプロトタイプの発射実験をそれ ぞれ実施した⁴。トランプ大統領は、同条約の枠外 で中距離ミサイル戦力を強化してきた中国を含め た軍備管理の必要性にも言及している。

Q 参照 本章4節3項1(核戦力)

一方、19 (平成31) 年1月に公表された [ミサイ ル防衛見直し」(MDR)は、北朝鮮が引き続き米国 に深刻な脅威をもたらしており、核ミサイルで米 本土を脅かす能力や、太平洋上の米領土、駐留米 軍、同盟国を攻撃する能力を持っているとした。ま た、ロシアと中国は、既存のミサイル防衛システム に挑む先進的な巡航ミサイルや極超音速ミサイル を開発していると指摘した。そのうえで、MDRは、 ① 「ならず者国家」 によるミサイル脅威の先を行く こと、②海外展開米軍を防衛し、同盟国などの安 全を支えること、③新たな概念・技術を追求する こと、がミサイル防衛を支える原則と位置づけて いる。また、ミサイル防衛戦略の要素として、①包 括的な防衛能力、②柔軟性・適応性、③攻撃・防 御の統合と相互運用性の強化、④宇宙領域の重要 性、を掲げたうえで、MDRは、①抑止、②積極的・ 消極的ミサイル防衛、③攻撃作戦、を組み合わせ た統合化アプローチを採用する方針を示した。

このような方針のもと、本土防衛では、地上配

解説

中距離核戦力 (INF) 全廃条約 とは

射程500~5,500kmの地上発射型弾道・巡航ミ サイルの廃棄、生産、飛翔実験の禁止を内容とする 条約。1987年に米ソ間で締結され、19(令和元) 年8月に終了。

- 核の3本柱は、「ICBMミニットマンⅢ」、「SLBMトライデントⅡD5搭載の戦略原子力潜水艦 (SSBN)」及び 「戦略爆撃機B-52及びB-2」からなる。
- ルード国防次官(政策担当)(当時)は20(令和2)年2月、米海軍がSLBMに搭載するための低出力化核弾頭W76-2を既に配備していることを公表した。 この補完的能力により、ロシアのような潜在的敵対者に対して、限定的な核兵器の使用には優位性がないことを示すとしている。
- 91 (平成3)年のソ連崩壊後、条約対象国が米国、ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びウズベキスタンに拡大しているが、 INF全廃条約第15条によれば、脱退通告は全条約締約国に対して行う必要がある。
- エスパー国防長官は19 (令和元) 年8月、新たに開発する地上発射型の巡航及び弾道ミサイルについて、実際の保有までに数年間を要することになる旨述 べている。

備型迎撃ミサイル20基の23 (令和5) 年までの 追加配備、各種レーダーの改良・配備、SM-3ブ ロックⅡAを使用したICBM対処の追求などを 通じ、ミサイル防衛能力の拡充・近代化への投資 を拡大する計画を掲げている。一方、地域防衛に おいては、THAAD、イージス・システム及びペ トリオットの各迎撃ミサイルの追加調達、BMD 対応イージス艦の増強、SM-3ブロックⅡAの イージス・アショアへの搭載などを進めるとして いる。また、新たな技術の追求では、極超音速滑 空兵器 (HGV) などへの対処も見据え、宇宙配備 センサー、ブースト段階における迎撃を実現する ための、①指向性エネルギー兵器、②宇宙配備迎 撃システム、③F-35戦闘機搭載の迎撃ミサイル、 の研究・開発に取り組むほか、ICBMの複数の弾 頭やデコイなどへの対処能力を向上させるため、 多目標迎撃体 (MOKV) に取り組む方針を打ち出 している。さらに、同盟国などとの協働では、相 互運用性の深化、負担共有の拡大、米国との相互 運用が可能なミサイル防衛能力への同盟国による 投資促進などに焦点を当てる姿勢を示している。

6 21 会計年度予算

米国政府の財政赤字が深刻化しているとの認識のもと、11 (平成23) 年に成立した予算管理法においては、21会計年度までに政府歳出を大幅に削減することが規定された。13 (平成25) 年3月

には、予算管理法の規定により、国防歳出を含む 政府歳出の強制削減が開始されたが、その後、4 度にわたり成立した超党派予算法などにより、強 制削減は緩和されるとともに、米軍再建のため国 防歳出の強制削減を終わらせる方針を掲げるトラ ンプ政権のもと、18から21会計年度においては、 強制削減による上限を大幅に上回る国防予算枠が 認められた。

こうした中、20(令和2)年2月に議会に提出 された21会計年度予算教書における国防省予算 要求においては、緊急経費を除き、前年度成立比 約0.1%増となる7.054億ドルを計上した⁵。本予 算について、国防省は、①核抑止の再構成、②米 本土のミサイル防衛、③サイバー及び宇宙、④極 超音速、5G、AIなどの重要技術を重視するとし、 本予算が国家防衛戦略の実行に当たっての次のス テップであり、全ての領域における作戦への重点 的な取組であると位置づけた。また、この予算要 求では、過去最大の研究開発予算(約1.066億ド ル)を要求するとともに、国防長官府や統合参謀 本部などの事業の見直しを通じて、国家防衛戦略 に沿わない事業から約57億ドルを捻出し、重点 事項などに再配分している。兵力規模では、前年 度比約5.500人増となる135万1.500人の確保、 装備品の調達では、M-1戦車改良型89両(前年 度165両)、戦闘艦艇8隻(同12隻)、F-35戦闘機 79機(同98機)の調達などの目標が示された。

Q 参照 図表 I -2-1-1 (米国の国防費の推移)

図表 I -2-1-1 米国の国防費の推移



- (注) 1 Historical Tables (Outlays) による狭義の支出額
 - 2 2020年度の数値は推定額

52

⁵ 内訳は、基本予算約6,364億ドル、海外作戦経費約690億ドル。20年度成立予算の水準からは約8億ドル増(20年度成立予算の約80億ドルの緊急経費除く)。 また、国防省の予算要求約7,054億ドルに加え、他省庁(エネルギー省の核関連プログラムなど)の国防関連の予算要求約351億ドルを含めた21年度の国 防予算要求の総額は約7,405億ドル。

2 軍事態勢

1 全般

米軍の運用は、軍種ごとではなく、軍種横断的に編成された統合軍 (Unified Combatant Command) の指揮のもとで行われており、統合軍は、機能によって編成された4つの機能統合軍と、地域によって編成された7つの地域統合軍から構成されている。

陸上戦力は、陸軍約47万人、海兵隊約19万人 を擁し、ドイツ、韓国、日本などに戦力を前方展 開している。

海上戦力は、艦艇約980隻(うち潜水艦約70隻)約690万トンを擁し、東大西洋、地中海及びアフリカに第6艦隊、ペルシャ湾、紅海及び北西インド洋に第5艦隊、東太平洋に第3艦隊、南米及びカリブ海に第4艦隊、西太平洋及びインド洋に第7艦隊を展開している。また、18(平成30)年8月、米東海岸、北大西洋及び北極海を管轄する第2艦隊を再編成した。

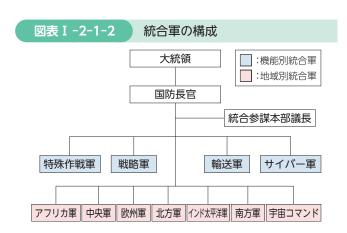
航空戦力は、空軍、海軍と海兵隊を合わせて作 戦機約3,560機を擁し、空母艦載機を洋上に展開 するほか、ドイツ、英国、日本や韓国などに戦術 航空戦力の一部を前方展開している。

核戦力を含む戦略攻撃兵器については、オバマ前政権において米国は11 (平成23) 年2月に発効した新戦略兵器削減条約に基づく削減を進め、配備戦略弾頭⁶は1,373発、配備運搬手段は655基・機であると公表した⁷。米国はさらに、核兵器への依存を低減させるための新たな能力の一つとして、「通常兵器による迅速なグローバル打撃」(CPGS) 構想を研究している。

また、サイバー空間での脅威の増大に対処する ため、18 (平成30) 年5月、戦略軍の隷下にあっ たサイバー軍を、統合軍に格上げした。

さらに、米国は19 (令和元) 年8月、地域別統 合軍として宇宙コマンドを創設するとともに、同 年12月には6番目の軍種として空軍省内に宇宙 軍を創設している。

Q参照 図表 I -2-1-2 (統合軍の構成) 解説 ⟨コラム⟩ (宇宙軍の創設)





宇宙軍のロゴマークの公表
【米国防省】

2 アジア太平洋地域における現在の軍事態勢

太平洋国家である米国は、アジア太平洋地域に 陸・海・空軍と海兵隊の統合軍であるインド太平 洋軍を配置し、この地域の平和と安定のために、 引き続き重要な役割を果たしている。インド太平 洋軍は、最も広い地域を担当する地域統合軍であ り、隷下には、統合部隊である在韓米軍や在日米 軍などが存在している。

インド太平洋軍は、太平洋陸軍、太平洋艦隊、太 平洋海兵隊、太平洋空軍などから構成されており、 それらの司令部は全てハワイに置かれている。

太平洋陸軍は、ハワイの第25歩兵師団、在韓米

⁶ 配備済みのICBM及び潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM: Submarine-Launched Ballistic Missile) に搭載した弾頭並びに配備済みの重爆撃機に搭載した核弾頭 (配備済みの重爆撃機は1つの核弾頭としてカウント)

^{7 20 (}令和2) 年3月1日現在の数値であるとしている。

解説

宇宙軍の創設

米国は19 (令和元) 年12月、陸海空軍、海兵隊及 び沿岸警備隊と並ぶ第6の軍種として、空軍省の隷 下に宇宙軍 (Space Force) を創設しました。新し い軍種の創設は、1947年の空軍創設以来約70年 ぶりです。

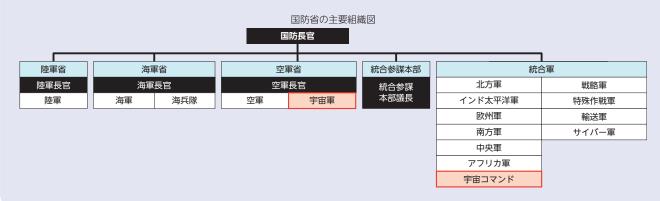
トランプ政権はこれまで、宇宙は米国の経済的繁 栄や国防にとっての基盤であり、不可欠な支援を提 供する領域であるとして、重要視する姿勢を示して きました。こうした中、ペンス副大統領は19(平成 31) 年3月、国家安全保障にかかる宇宙関連事業が 60を超える省庁に分散した結果、指導力と責任が 欠如しているとして、組織体制上の不備を指摘しま した。このような認識から、トランプ政権は、宇宙 領域を集約的に司る組織の創設を提唱し、19(令和 元) 年8月には、インド太平洋軍などと並ぶ統合軍 である宇宙コマンド (Space Command) を創設し て、運用面での統合を図っています。これに対し、 宇宙軍は、分散していた宇宙関連部隊の組織、訓練 及び装備にかかる権限を集約することにより、戦力 構築面で非効率を排しつつ主導的な役割を果たすこ とが期待されています。この宇宙軍の規模について、

創設構想では1万5,000人程度が想定され、既存の 各軍種から宇宙関連の要員が段階的に移行するとさ れています。

また、宇宙軍創設にかかる式典において、トラン プ大統領は、「宇宙は最も新しい戦闘領域である」と の認識を示しました。トランプ政権は、中国やロシ アなどが宇宙における米国の脆弱性を悪用するため の戦略や能力を開発しており、これによって宇宙が 戦闘領域となったとし、米国は宇宙における優位性 を失う危険性があるとの危機感を表明しています。 このような認識から、宇宙軍の創設は、宇宙におけ る取組を戦闘支援から競争と戦闘の領域へと抜本的 に転換するものと位置づけられ、宇宙軍の部隊は、 宇宙状況監視、衛星運用、陸海空軍などへの支援と いった任務に加え、独自の戦闘領域の一つとして、 宇宙優勢のための攻勢及び防勢の両面にわたる作戦 を遂行するとされています。

さらに、トランプ政権は、宇宙軍を隷下とする宇 宙軍省を創設する意向も示しており、

今後とも宇宙 領域をめぐる米国の取組が注目されます。



軍の陸軍構成部隊である韓国の第8軍、また、ア ラスカ陸軍などを隷下に置くほか、日本に第1軍 団の前方司令部・在日米陸軍司令部など約2,500 人を配置している⁸。

太平洋艦隊は、西太平洋とインド洋などを担当 する第7艦隊、東太平洋やベーリング海などを担 当する第3艦隊などを有し、艦艇約200隻を擁し ている。このうち第7艦隊は、1個空母打撃群を 中心に構成されており、日本、グアムを主要拠点

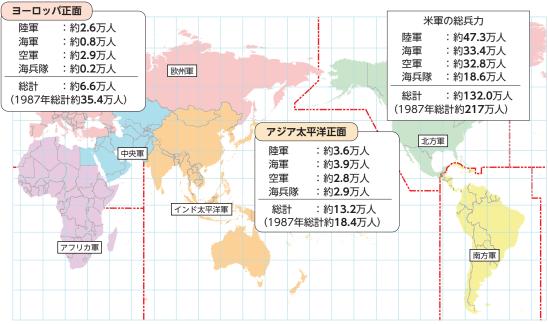
として、領土、国民、シーレーン、同盟国その他米 国の重要な国益を防衛することなどを任務とし、 空母、水陸両用戦艦艇やイージス巡洋艦などを配 備している。

太平洋海兵隊は、米本土と日本にそれぞれ1個 海兵機動展開部隊を配置している。このうち、日 本には第3海兵師団とF-35B戦闘機などを装備 する第1海兵航空団約2万1,000人が展開してい るほか、重装備などを積載した事前集積船が西太

54

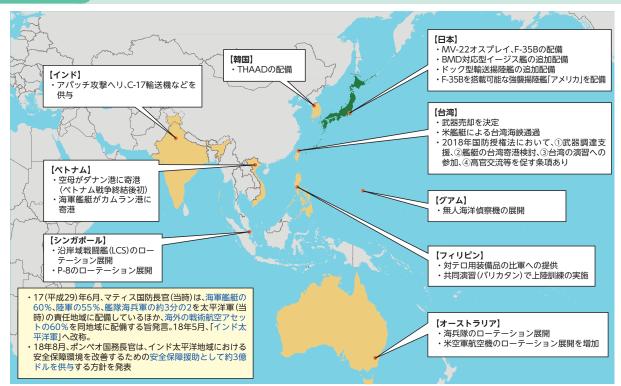
⁸ 本項で用いられている米軍の兵力数は、米国防省公刊資料(19(令和元)年12月31日現在)による現役実員数であり、部隊運用状況に応じて変動しうる。

図表 I -2-1-3 米軍の配備状況



- (注) 資料は、米国防省公刊資料(19(令和元)年12月31日)などによる。
 - アジア太平洋正面の配備兵力数には、ハワイ・グアムへの配備兵力を含む。

図表 I -2-1-4 インド太平洋地域への関与 (イメージ)



平洋に配備されている9。

太平洋空軍は3個空軍を有し、このうち、日本 の第5空軍に3個航空団 (F-16戦闘機、C-130輸 送機などを装備)を、韓国の第7空軍に2個航空 団 (F-16戦闘機などを装備)を配備している。

Q 参照 図表 I -2-1-3 (米軍の配備状況)

図表 I -2-1-4 (インド太平洋地域への関与 (イメージ))